

南部国境 3 県の農業および農産品加工発展のための投資奨励政策

2004年

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳)
投資委員会(BOI)布告
No. 3 仏暦 2547 年(2004)

件名 南部国境3県の農業および農産品加工発展のための投資奨励政策

南部国境3県の農産品加工業の奨励、支援、発展をはかり、生産効率をもたらすことは、海外市場での可能性および競争力を増加させることであり、ハラレ食品などのイスラム教を信仰する人に対する特徴を持つ製品への要望を持っている国家に対するためである。合わせて、臨時的に増大した権利恩典を付与することにより、不安定を生じている場合の投資家に対する確信を作り出すものである。

投資奨励法の増補改正(第3版)仏暦 2544 年、仏暦 2520 年 投資奨励法第 16 条、および 31 条の第 2 段による権限に基づき、投資(奨励)委員会は、投資奨励のための原則を規定し、布告を発する。以下による。

1. ナラティワット県、パタニー県、ヤラ県で行なう 投資委員会(BOI)布告 2 / 2443 年の末尾表の農業および農産加工品 1 群の全ての業種を、特別に社会性かつ確固として国家に対して重要性を有し、かつ、有益な事業と定める
2. 投資奨励を受けた者に対して、8年間の法人税免税を与える。第 31 条の第 2 段により免税を受ける法人税割合を規定しない。
3. その他の権利恩典は、投資委員会(BOI)布告 第 1 / 仏暦 2543 年の原則により付与するものとする。
4. この布告は、奨励を受けた者が、投資奨励委員会のその他の布告により、既に受理している権利恩典に影響を与えるものではない。

これに関しては、仏暦 2547 年(2004 年)1 月 26 日から有効となる。

告示日 仏暦 2547 年 3 月 31 日

チャバリット・ヨンチャイユット
副首相
首相 代行

注:この布告は、仏暦 2547 年 3 月 31 日に発令された投資委員会布告の翻訳であるが、実際の運用にあたっては、タイ語の原文を参照願います。